

令和8年度

高齢者带状疱疹予防接種 広域実施の手引き

かかりつけ医による接種を進めましょう

山形県健康福祉部健康福祉企画課

山 形 県 医 師 会

目 次

はじめに-----	p2
高齢者の带状疱疹予防接種について	
（1）令和8年度の接種対象者-----	p3
（2）B類疾病について-----	p4
広域実施の流れについて	
（1）書類の準備-----	p5
（2）受付での対応-----	p6
（3）接種希望者の書類-----	p7
（4）費用の徴収・予防接種済証の交付-----	p8
（5）委託料の請求-----	p9
市町村ごとの対応について	
（1）市町村ごとの取扱い-----	p10
（2）接種者1人当たりの金額-----	p11
（3）接種者1人当たりの金額（生活保護世帯）-----	p12
（4）接種者1人当たりの金額（住民税非課税世帯）-----	p13
各種様式等について	
（1）関係様式の送付依頼書-----	p14
（2）予防接種済証-----	p15
（3）業務完了報告書及び委託料請求書-----	p16
予防接種後の副反応について	
（1）副反応報告の流れ-----	p17
（2）予防接種後副反応報告書-----	p18
（3）予防接種後副反応報告書（保護者報告用）-----	p32
定期接種実施要領（抜粋）-----	p33
市町村連絡先-----	p34

は　じ　め　に

高齢者等に対する带状疱疹の予防接種は、予防接種法に基づき、市町村長が医師の協力の下に（委託して）実施するものです。このため、接種費用が委託料として市町村から医療機関に支払われます。

また、市町村は、実費相当額を対象者から徴収することができますが、対象者の利便を図るため、接種した医療機関にお願いしてその場で納入してもらっています（したがって、市町村から医療機関へは、この差額が支払われます）。

なお、予防接種法に基づき市町村が行う予防接種では、医師は市町村長の補助者という立場で接種することになりますので、万一健康被害が発生してもその当事者は市町村長であり、賠償責任が生じた場合でもその責任は市町村長が負うことになります。したがって、医師は故意又は重大な過失がない限り、責任を問われることはありません。

高齢者の带状疱疹の予防接種は令和7年4月に定期接種として追加されたため、令和8年度で2年目の広域的实施となります。

広域的实施には「①住民の手間をできるだけ解消する。②市町村、医療機関の事務量及び経費のかかり増しは最小限にする。③参加する市町村、医療機関が多いほど有効性は高まる。」を念頭において、取り組んでいます。

実施方法・仕組みに関する御意見・御要望は、市町村は県健康福祉企画課に、医療機関は県医師会にお寄せください。

実施していく中で色々な課題が生じることも予想されますが、よりよい仕組みにするために皆さまの御理解・御協力をお願いいたします。

高齢者の带状疱疹予防接種について

(1) 令和8年度の接種対象者

- 1 年度内に65歳を迎える方
- 2 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。
- 3 令和7(2025)年4月1日から令和12(2030)年3月31日までの5年間は、経過措置として、当該年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる方も対象となります。

【令和8年度の対象となる方】

65歳：	昭和36年4月2日生	～	昭和37年4月1日生の方
70歳：	昭和31年4月2日生	～	昭和32年4月1日生の方
75歳：	昭和26年4月2日生	～	昭和27年4月1日生の方
80歳：	昭和21年4月2日生	～	昭和22年4月1日生の方
85歳：	昭和16年4月2日生	～	昭和17年4月1日生の方
90歳：	昭和11年4月2日生	～	昭和12年4月1日生の方
95歳：	昭和6年4月2日生	～	昭和7年4月1日生の方
100歳：	大正15年4月2日生	～	昭和2年4月1日生の方

※次のいずれかに該当する者は対象者から除外される

- ①これまでに乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことがあり、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ②これまでに乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種したことがあり、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの

※定期接種の対象者が、既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。

(2)B 類疾病について

高齢者の帯状疱疹は、**個人予防目的**に比重を置いたB類疾病に分類されます。

B類疾病の予防接種は、予防接種の対象者には接種を受ける法律上の義務はなく、**予防接種の対象者が自らの意思で接種を希望し、予防接種の実施に関する明示の同意をした場合に限り接種を行うことと**されています。

また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医、高齢者施設の従事者等の協力を得てその意思を確認して差し支えないとされています。

その際、予防接種法の趣旨を踏まえ、**積極的な接種勧奨**にならないよう特に留意してください。

接種に当たっては、33ページの「**定期接種実施要領（抜粋）**」をご覧ください、接種者への説明・確認をお願いします。

広域実施の流れについて

(1)書類の準備

原則的に、前年度、広域化による予防接種を行った医療機関等に対しては、接種事例のある市町村から昨年度の実績に基づいた数量の「予診票」、「予防接種済証」、「予防接種委託業務完了報告書及び委託料請求書」の書類が事前に送付されます。

今年度から広域化による予防接種を行う医療機関や、送付された書類が足りなくなった医療機関は、該当する市町村の担当課（34ページ）に連絡し、必要な書類を送ってもらってください。（電話で可能か、下記の「予防接種関係様式の送付依頼書」等による請求が必要か確認してください。）

なお、市町村によって、接種を希望する人が書類を持参する場合もあります。詳しくは10ページの「市町村ごとの取扱い」をご確認ください。

(別紙様式) 令和8年11月1日	
山河町健康課 予防接種担当者 様	
住 所 ○○市○○2330 医療機関・施設名 ○○病院 担当者職氏名 総務係長 健康 護治	
高齢者の带状疱疹予防接種関係様式の送付依頼書	
当院・施設において貴市町村居住者に対する予防接種に対応するために必要な様式類を下記により送付くださるようお願いいたします。	
記	
1 予診票	20枚
2 予防接種済証	20枚
3 予防接種委託業務完了報告書及び委託料請求書	5枚

(2)受付での対応

まず、マイナンバーカードや運転免許証等により、接種希望者の「居住地市町村」と接種対象者であるかを確認します。

この方が60歳から64歳までの場合は、身体障害者手帳等により障害の状況・程度が予防接種法における対象者に該当するか確認します。

市町村長が予防接種法に基づき実施する高齢者の带状疱疹予防接種の対象者は前述のとおりですので、これに該当しない方は任意接種となります。

ポイント

以下、「接種費用」という場合は、実費徴収（個人負担）額を含んだ医療機関側の額をいいます（医療機関が所在する市町村が定めた額。一定でない場合は医療機関が定めた額）。

また、「市町村負担額」という場合は、実費徴収（個人負担）した後、対象者が住む市町村側が医療機関に支払う額をいいます（対象者が居住する市町村が定めた額）。

(3)接種希望者の書類

市町村によって、接種希望者が書類を持参してくる場合と、持参しない場合があります。詳しくは10ページの「市町村ごとの取扱い」でご確認ください。

接種希望者が書類を持参しない場合には、接種希望者の居住地市町村から事前に送付された書類を使用してください。

① 予診票

予防接種をして大丈夫かどうかを判断するための重要な書類です。内容が未記入・不備であれば接種までの間に記入してもらいます。

また、予診票は委託料の請求書に添付してください（予診票は市町村で保管します）。

※ 予診票の医師署名欄は、医師直筆（サイン）か、ゴム印使用の場合には印鑑を押印してください。

※ 予診票を持参している方については、持参したものを使用してください。

② 予防接種済証

予防接種法に基づき市町村が行う高齢者の带状疱疹の予防接種は、接種歴により回数が異なりますので、その確認と、万一健康被害が発生した場合の医療費等の請求手続きに必要です。接種後必要事項を記入し、記名・押印し本人に交付してください。

※1 予防接種済証を持参している方については、持参したものを使用してください。

※2 証明者は、接種した医師名（又は医療機関の代表者名）により記名・押印してください。

事前に送付されたこれらの書類（予診票、予防接種済証）が足りなくなった場合は、他の市町村から既に医療機関に送付された用紙を活用したり該当する市町村の担当課に連絡して送付してもらうなどしてください。

(4) 費用の徴収・予防接種済証の交付

被接種者居住地の市町村負担額（別表3）と医療機関のある市町村が定めた接種費用額（別表2※）の差額を実費（個人負担金）として徴収します。ワクチンの種類により料金が異なります。

なお、生活保護世帯の場合は別表4、5に、住民税非課税世帯の場合は別表6、7にそれぞれの実費徴収額が掲載されています。

被接種者1人当たりの金額（消費税を含む）

(別表2) (単位：円)		(別表3) (単位：円)	
委託医療機関等所在市町村	接種費用	被接種者居住地市町村名	市町村負担額
〇〇市	8,800	〇〇市	4,400
	22,000		11,000
□□町	8,000	□□町	4,000
	20,000		10,000
☆☆町	医療機関等が定める額	☆☆町	5,000
	医療機関等が定める額		10,000

※ 上段は生ワクチン、下段は不活化ワクチンの1回あたりの料金

予防接種済証を交付します。

(別紙様式1)

No. _____	
高齢者の带状疱疹予防接種済証	
(乾燥弱毒生水痘ワクチン ・ 乾燥組換え带状疱疹ワクチン)	
住 所 山河町大字山河2315	
氏 名 健 康 太 郎	
昭和34年12月12日生	
予防接種を行った日 令和8年11月1日	
令和8年11月1日	
〇〇県山河町長委託医	
住所	〇〇市〇〇2330
医療機関・施設名	〇〇病院
医師名	健 康 護 ④

接種したワクチンの種類を○で囲み、記名・押印のうえ、被接種者本人に交付してください。

※ 接種費用の額は別表2のとおりです

(5) 委託料の請求

- ① 市町村への委託料の請求は、翌月１０日までに行います。
- ② 請求書の作成にあたり、まず、予診票を市町村ごとに集めます。
- ③ 次に、「高齢者の带状疱疹予防接種広域実施の手引き」別表３に記載された
市町村負担額と予診票の枚数を「予防接種委託業務完了報告書及び委託料請求書」
（別紙様式２）の請求金額の内訳欄に記入し、請求金額を求めます（ただし、生活保護世帯など実費徴収を要しない場合については別に区分します）。

法人の場合、代表者印を押印してください。

債権者番号を除く太枠内を正確に記入してください。

代表者と口座名義人が異なる場合は委任状を添付してください

- ※1 実費徴収免除関係や市町独自の書類の添付が必要な場合があります（別表1 参照）。
 ※2 「予診票」が必要な医療機関は、各自コピーをお願いします。
 ※3 予診票等の個人情報を含む書類については、情報漏洩に十分注意し、適切な方法で各自治体へ送付ください。

高齢者帯状疱疹感染症 市町村ごとの取扱い

(別表 1)

医師会名	市町村名	契約期間(実施期間)	契約方法			予防接種券		接種前の「予防票」送付(交付)先			予防接種済証(用紙)の送付(交付)先			請求書添付書類
			市町村内 (地区医師会内)	市町村内 (地区医師会内)	他市町村 (他地区)	交付(送付) しない	対象者に 送付	市町村内 (地区医師会内)	市町村内 (地区医師会内)	他市町村 (他地区)	市町村内 (地区医師会内)	市町村内 (地区医師会内)	他市町村 (他地区)	
			県医師会	市町村医師会等	県医師会	その他		市町村内 (地区医師会内)	市町村内 (地区医師会内)	他市町村 (他地区)	市町村内 (地区医師会内)	市町村内 (地区医師会内)	他市町村 (他地区)	身体障 害者手 帳の写 し※
山形市	山形市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	天童市	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○			○	○	○	○	○	○	○
	山辺町	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	中山町	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	寒河江市	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
寒河江市 西村山郡	河北町	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	西川町	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	朝日町	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	大江町	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	上山市	R8.4.1 ~ R9.3.31		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
北村山 地区	村山市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	東根市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	尾花沢市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	大石町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	新庄市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
新庄市 最上郡	金山町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	最上町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	舟形町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	真室川町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	大蔵村	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
酒田地区	鮭川村	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	戸沢村	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	酒田市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	庄内町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	遊佐町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
鶴岡地区	鶴岡市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	三川町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	南陽市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	高畠町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	川西町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
長井市 西置賜郡	長井市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	小国町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	白鷹町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	館豊町	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	米沢市	R8.4.1 ~ R9.3.31	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

※ 60歳～65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者に接種した場合。

**（２）高齢者带状疱疹の予防接種費用
被接種者１人当たりの金額（消費税を含む）**

（別表２）

（単位：円）

委託医療機関 等所在市町村	接種費用
山形市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
天童市	9,000
	22,000
山辺町	9,000
	22,000
中山町	9,000
	22,000
寒河江市	8,800
	22,000
河北町	8,800
	22,000
西川町	8,800
	22,000
朝日町	8,800
	22,000
大江町	8,800
	22,000
上山市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
村山市	8,800
	22,000
東根市	8,800
	22,000
尾花沢市	8,800
	22,000
大石田町	8,800
	22,000
新庄市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
金山町	8,050
	21,740
最上町	6,600
	22,000
舟形町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
真室川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
大蔵村	8,800
	22,400
鮭川村	8,700
	21,000
戸沢村	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
酒田市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
庄内町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
遊佐町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
鶴岡市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
三川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
南陽市	8,800
	22,000
高畠町	8,800
	22,000
川西町	8,800
	22,000
長井市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
小国町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
白鷹町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
飯豊町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
米沢市	8,800
	22,000

（別表３）

（単位：円）

被接種者居住地 市町村名	市町村負担額
山形市	4,400
	11,000
天童市	4,500
	11,000
山辺町	4,500
	11,000
中山町	4,500
	11,000
寒河江市	4,400
	11,000
河北町	4,400
	11,000
西川町	4,400
	11,000
朝日町	4,400
	11,000
大江町	4,400
	11,000
上山市	4,000
	11,000
村山市	4,400
	11,000
東根市	4,400
	11,000
尾花沢市	4,400
	11,000
大石田町	4,400
	11,000
新庄市	4,400
	11,000
金山町	4,000
	10,000
最上町	3,000
	10,000
舟形町	4,000
	10,000/回（２回を上限）
真室川町	4,000
	10,000
大蔵村	4,400
	11,200
鮭川村	4,000
	10,000
戸沢村	4,000
	10,000
酒田市	4,000
	11,000
庄内町	4,000
	11,000
遊佐町	4,000
	11,000
鶴岡市	4,000
	11,000
三川町	4,000
	11,000
南陽市	4,400
	11,000
高畠町	4,400
	11,000
川西町	4,400
	11,000
長井市	4,400
	11,000
小国町	4,400
	11,000
白鷹町	4,400
	11,000
飯豊町	4,400
	11,000
米沢市	4,400
	11,000

※ 上段は生ワクチン、下段は不活化ワクチンの１回あたりの料金

（３）高齢者带状疱疹の予防接種費用
被接種者１人当たりの金額（消費税を含む）（生活保護世帯）

（別表４） （単位：円）

委託医療機関 等所在市町村	接種費用
山形市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
天童市	9,000
	22,000
山辺町	9,000
	22,000
中山町	9,000
	22,000
寒河江市	8,800
	22,000
河北町	8,800
	22,000
西川町	8,800
	22,000
朝日町	8,800
	22,000
大江町	8,800
	22,000
上山市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
村山市	8,800
	22,000
東根市	8,800
	22,000
尾花沢市	8,800
	22,000
大石田町	8,800
	22,000
新庄市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
金山町	8,050
	21,740
最上町	6,600
	22,000
舟形町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
真室川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
大蔵村	8,800
	22,400
鮭川村	8,700
	21,000
戸沢村	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
酒田市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
庄内町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
遊佐町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
鶴岡市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
三川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
南陽市	8,800
	22,000
高畠町	8,800
	22,000
川西町	8,800
	22,000
長井市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
小国町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
白鷹町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
飯豊町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
米沢市	8,800
	22,000

（別表５） （単位：円）

被接種者居住地 市町村名	市町村負担額
山形市	医療機関等が定める額 (ただし10,500円を上限とする)
	医療機関等が定める額 (ただし27,500円を上限とする)
天童市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
山辺町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
中山町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
寒河江市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
河北町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
西川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
朝日町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
大江町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
上山市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
村山市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
東根市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
尾花沢市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
大石田町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
新庄市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
金山町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
最上町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
舟形町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
真室川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
大蔵村	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
鮭川村	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
戸沢村	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
酒田市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
庄内町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
遊佐町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
鶴岡市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
三川町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
南陽市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
高畠町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
川西町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
長井市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
小国町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
白鷹町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
飯豊町	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額
米沢市	医療機関等が定める額
	医療機関等が定める額

※ 上段は生ワクチン、下段は不活化ワクチンの１回あたりの料金

（４）高齢者带状疱疹の予防接種費用
被接種者１人当たりの金額（消費税を含む）（住民税非課税世帯）

（別表６）

（単位：円）

委託医療機関 等所在市町村	接種費用
山形市	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
天童市	9,000 22,000
山辺町	9,000 22,000
中山町	9,000 22,000
寒河江市	8,800 22,000
河北町	8,800 22,000
西川町	8,800 22,000
朝日町	8,800 22,000
大江町	8,800 22,000
上山市	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
村山市	8,800 22,000
東根市	8,800 22,000
尾花沢市	8,800 22,000
大石田町	8,800 22,000
新庄市	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
金山町	8,050 21,740
最上町	6,600 22,000
舟形町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
真室川町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
大蔵村	8,800 22,400
鮭川村	8,700 21,000
戸沢村	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
酒田市	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
庄内町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
遊佐町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
鶴岡市	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
三川町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
南陽市	8,800 22,000
高畠町	8,800 22,000
川西町	8,800 22,000
長井市	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
小国町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
白鷹町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
飯豊町	医療機関等が定める額 医療機関等が定める額
米沢市	8,800 22,000

（別表７）

（単位：円）

被接種者居住地 市町村名	市町村負担額
山形市	4,400 11,000
天童市	4,500 11,000
山辺町	4,500 11,000
中山町	4,500 11,000
寒河江市	4,400 11,000
河北町	4,400 11,000
西川町	4,400 11,000
朝日町	4,400 11,000
大江町	4,400 11,000
上山市	4,000 11,000
村山市	4,400 11,000
東根市	4,400 11,000
尾花沢市	4,400 11,000
大石田町	4,400 11,000
新庄市	4,400 11,000
金山町	4,000 10,000
最上町	3,000 10,000
舟形町	4,000 10,000/回（２回を上限）
真室川町	4,000 10,000
大蔵村	4,400 11,200
鮭川村	4,000 10,000
戸沢村	4,000 10,000
酒田市	4,000 11,000
庄内町	4,000 11,000
遊佐町	4,000 11,000
鶴岡市	5,000 12,000
三川町	5,000 12,000
南陽市	4,400 11,000
高畠町	4,400 11,000
川西町	4,400 11,000
長井市	4,400 11,000
小国町	4,400 11,000
白鷹町	4,400 11,000
飯豊町	4,400 11,000
米沢市	4,400 11,000

※ 上段は生ワクチン、下段は不活化ワクチンの１回あたりの料金

各種様式等について

(1) 関係様式の送付依頼書

(別紙様式)

令和 年 月 日

市町村

課

予防接種担当者

様

住所

医療機関・施設名

担当者職氏名

高年齢者の帯状疱疹予防接種の関係様式送付依頼書

当院・施設において貴市町村居住者に対する予防接種に対応するために必要な様式類を下記により送付くださるようお願いします。

記

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 予診票 | 枚 |
| 2 | 予防接種済証 | 枚 |
| 3 | 予防接種委託業務完了報告書及び委託料請求書 | 枚 |
| 4 | 予防接種に関する説明書 | 枚 |

FAX番号：

(

市町村

課)

(2) 予防接種済証

(別紙様式 1)

No. _____	<u>高齢者の带状疱疹予防接種済証</u>		
(乾燥弱毒生水痘ワクチン ・ 乾燥組換え带状疱疹ワクチン)			
住 所			
氏 名			
年 月 日生			
予防接種を行った年月日		年 月 日	
年 月 日			
〇〇県〇〇市町村長委託医			
住 所			
医療機関・施設名			
医 師 名			
印			

備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(3)業務完了報告書及び委託料請求書

(別紙様式2)

令和 年 月 日

予防接種委託業務完了報告書及び委託料請求書
(高齢者肺炎球菌感染症・带状疱疹の予防接種)

市町村長 殿

住 所
医療機関・施設名
代表者職氏名
(電話番号: — — 印)

令和 年 月分の委託業務が完了したので、予防接種業務委託契約に基づき、令和 年 月分の委託料を請求します。

請求金額 円

(内 訳)

区 分		単 価	件 数	金 額
高齢者肺炎球菌感染症	一般	円	件	円
	実費徴収を要しない者	円	件	円
合 計			件	円

高齢者 带状疱疹	生 ワクチン	一般	円	件	円
		実費徴収を要しない者	円	件	円
	組換え ワクチン	一般	円	件	円
		実費徴収を要しない者	円	件	円
		合計		件	円

債権者番号

口座振替 (送金) 払い依頼							
振替先	フリガナ				フリガナ		
	金融機関名				本・支店名	本店・	支店
	金融機関コード				店番号		
	フリガナ						
	口座名義						
	口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()					
	口座番号						

(以下は市町村で記入)

市町村長 様

上記のとおり完了したことを証明します。

令和 年 月 日

検収者所属、職氏名

印

予防接種後の副反応について

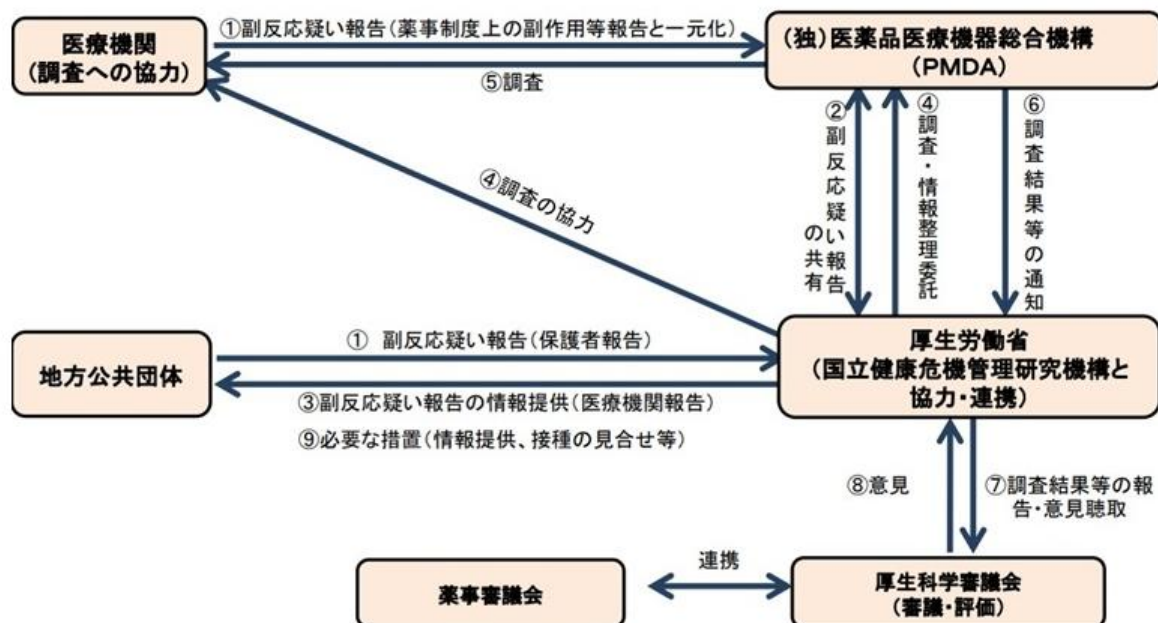
(1) 副反応報告の流れ

予防接種後副反応報告は、予防接種法第 12 条第 1 項の規定に基づき、予防接種を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合に、厚生労働省に報告しなければならない制度です。

医師等が予防接種法施行規則第 5 条に規定する症状（20 ページ）を診断した場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の電子報告システム：「報告受付サイト」（URL：<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>）にて報告を行ってください。電子報告が困難な場合は、予防接種後副反応疑い報告書（18 ページ）に記載の上、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（FAX：0120-176-146）に送付下さい。（この報告は、患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も行うことができます。）

また、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群（GBS）、血栓症（TTS）、心筋炎又は心膜炎と疑われる症例を報告する際には、別途調査票への記載及び報告が必要です。

なお、市町村が被接種者又は保護者から健康被害に関し相談を受けた場合等には、必要に応じて、32 ページの予防接種後に発生した症状に関する報告書（保護者報告用）に必要事項を記入するよう促すとともに、県へ報告してください。（県から厚生労働省へ報告します。）



(2) 予防接種後副反応報告書

予防接種後副反応疑い報告書

記入前に裏面の＜注意事項＞をお読みください。

定期接種・臨時接種ワクチンの有無		☐ 有 ☐ 無		製造販売業者への情報提供の有無		☐ 有 ☐ 無						
被接種者情報	保険者番号(左詰め)		被保険者記号(左詰め)				被保険者番号(左詰め)				枝番	
	氏名又はイニシャル(姓・名) (定期・臨時接種は氏名、任意接種はイニシャル記載)				カナ氏名 (任意接種は記載しない)				公費負担者番号		受給者番号	
	性別		住所				生年月日				接種時年齢	
	☐ 男 ☐ 女		都道府県		区市町村		西暦 年 月 日		歳 月			
	基礎疾患(既往歴を含む)				薬剤又は食物アレルギー歴		家族歴		出生体重 (0歳～未就学児の場合)			
	☐ 無				☐ 無		☐ 無		グラム			
被疑ワクチンに関する情報	接種日時											
	西暦 年 月 日 午前・午後 時 分 ☐ 不明											
	被疑ワクチンの種類 (同時接種したワクチンを記載)				ロット番号		製造販売業者名			接種回数		
					☐ 不明		☐ 不明			回目 ☐ 不明		
					☐ 不明		☐ 不明			回目 ☐ 不明		
					☐ 不明		☐ 不明			回目 ☐ 不明		
					☐ 不明		☐ 不明			回目 ☐ 不明		
					☐ 不明		☐ 不明			回目 ☐ 不明		
▲ 症状との因果関係が最も疑われる被疑ワクチンがある場合は○をつけてください。												
使用中の医薬品												
主たる症状に関する情報	発生日時		西暦 年 月 日 午前・午後 時 分 ☐ 不明									
	主たる症状		主たる症状を1つご記入ください。 症状名()									
			その他の症状がある場合は、「その他の症状」欄にご記入ください。臨床経過は、裏面の「臨床経過」欄にご記入ください。									
	症状の程度		1 重い 2 死亡 3 障害 4 死亡につながるおそれ 5 入院 6 上記1～5に準じて重い 7 後世代における先天性の疾病又は異常									
			2 重くない									
	検査結果		主たる症状の診断根拠となった検査結果(接種前、発現日等の検査値(単位含む)又は検査所見)をご記入ください。									
	検査項目		検査日		/		/		/		/	
転帰日		西暦 年 月 日 ☐ 不明										
症状の転帰		1 回復 2 軽快 3 未回復 4 後遺症(症状:) 5 死亡 6 不明										
にその他の情報	その他の症状		主たる症状以外の症状がある場合は、以下にご記入ください。									
	症状名()											
報告者に関する情報	(既に医薬品医療機器総合機構へ報告した症例の続報の場合→ ☐)											
	氏名:		医療機関名(所属部署まで):									
			(職種: ☐ 医師、 ☐ 歯科医師、 ☐ 薬剤師、 ☐ 看護師、 ☐ その他())									
	住所 〒		都道府県		市区町村							
に接種場所に関する情報	電話番号:		メールアドレス: @									
	接種場所が報告医療機関と異なる場合はご記入ください。											
医療機関名:		住所:		都道府県		市区町村						
☐ 接種場所が不明の場合				都道府県		市区町村						

臨床経過	
西暦 年 月 日	
留意事項	検査結果は前頁の「検査結果」欄にご記入ください。

<注意事項>

- 厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構のウェブサイトにおいて、記入要領を掲載しているため、報告書の記入に当たって参考にしてください。
- 予防接種法第12条第1項の規定による副反応疑い報告を行う場合は、被接種者の公的医療保険の被保険者番号等(保険者番号、被保険者等記号・番号、枝番)又は生活保護の受給者番号等(公費負担者番号、受給者番号)のいずれかを記載してください。
- 被保険者番号等のうち、枝番がない場合は、空欄のままとしてください。
- 受給者番号等については、被接種者が生活保護受給者の場合にのみ記載し、その他の公費負担医療の受給者の場合は、空欄にしてください。
- 被保険者番号等又は受給者番号等が不明の場合は、「不明」と記載してください。
- 別添1の報告基準において算用数字を付している症状については、定められた期間内に発生した場合は、因果関係の有無にかかわらず、国に報告することが義務付けられています。
- 報告基準に定められていない症状については、「医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、①入院治療を必要とするもの、②死亡、③身体機能の障害に至るもの又は④死亡若しくは身体機能の障害に至るおそれのあるもの」に該当する場合は、報告対象となります。
- 報告基準において定められた発生までの期間を超えて発生した症状であっても、それが予防接種を受けたことによるものと疑われ、7.に該当する場合は、報告してください。
- 報告基準において複数の症状が含まれているもの(「脳炎・脳症」、「BCG骨炎(骨髄炎、骨膜炎)」、「疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状」)を「主たる症状」として報告する場合は、複数の症状のうち、主たるものを1つ記載してください。(「脳炎・脳症」の場合、「脳炎」又は「脳症」のうちどちらか1つを記載してください。)
- 報告基準は、予防接種後一定の期間内に現れた症状を報告するためのものであり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接に結びつくものではありません。
- 「症状の転帰」について、報告時点で、記載された症状が未回復である場合には「未回復」に、記載された症状による障害等がある場合には「後遺症」に○印を記載してください。
- 報告対象の症状が、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、ギラン・バレー症候群(GBS)、血栓症(血栓塞栓症を含み、血小板減少症を伴うものに限る。)(TTS)、心筋炎又は心膜炎に該当する場合は、別途、調査票を記入の上、提出してください。
- HPVワクチンについては、接種後に広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、これらの症状と接種との関連性が認められる場合は、報告してください。HPVワクチンの定期接種(キャッチアップ接種を含む。)にあつては、交互接種の後に生じたものである場合、「臨床経過」欄にその旨を明記してください。HPVワクチンのキャッチアップ接種において、過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明の場合は、「臨床経過」欄にその旨を明記してください。
- 新型コロナウイルスワクチンについては、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要があることから、当面の間、以下の症状については副反応疑い報告を積極的に検討するとともに、これら以外の症状(遅発性の症状又は遷延する症状を含む。)についても必要に応じて報告を検討してください。
けいれん(ただし、熱性けいれんを除く。)、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、脊髄炎、関節炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)
なお、医薬品医療機器総合機構ウェブサイト上にて新型コロナウイルスワクチンに係る報告の記載例を示しているため、報告にあたっては参照してください。
- RSウイルス母子免疫ワクチンについては、接種を受けた妊婦に発現した症状のみならず、胎児又は出生した児において発現した副反応が疑われる症状についても、「医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体機能の障害に至るおそれのあるもの」に該当する場合は、副反応疑い報告の対象となります。
胎児において発現した副反応が疑われる症状について報告する場合は、「被接種者情報」欄には、母親の情報を記載してください。
出生した児において発現した副反応が疑われる症状について報告する場合は、「被接種者情報」欄には、出生した児の情報を記載してください。その場合、「被疑ワクチンに関する情報」欄及び「接種場所に関する情報」欄には、母親に対して行われた予防接種の情報を記載するとともに、「臨床経過」欄に、予防接種を受けた母親の氏名又はイニシャル、性別、住所、生年月日、接種時年齢を記載してください。
母親と出生した児の両者に副反応が疑われる症状が生じ、それらについて報告する場合、母親と出生した児で別々に副反応疑い報告を行ってください。その場合、母子それぞれの報告において、「臨床経過」欄に、「母体/児において〇〇が発生しており、〇年〇月〇日付けで、別途副反応疑い報告を提出している。」旨記載してください。
- 報告された情報については、厚生労働省、国立健康危機管理研究機構、医薬品医療機器総合機構で共有します。また、患者(被接種者)の氏名、生年月日及び被保険者番号等を除いた情報を、製造販売業者に提供します。報告を行った医療機関等に対し、医薬品医療機器総合機構又は製造販売業者が詳細調査を行う場合があります。
- 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
- 患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も予防接種を受けたことによるものと疑われる症状を知った場合には報告を行うこととされています。なお、報告いただく場合においては、把握が困難な事項については、記載いただく必要はありません。
- 電子報告システム(報告受付サイト)による報告は、以下の独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイトよりアクセスし、報告書を作成、提出してください。
- FAXでの報告は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の下記のFAX番号宛てに送付してください。
FAX番号:0120-176-146(各種ワクチン共通)
- 予防接種法に基づく予防接種(定期接種又は臨時接種)を受けた方に健康被害が生じた場合、予防接種健康被害救済制度により、医療費・障害年金等の給付を受けられる場合があります。また、任意の予防接種により健康被害が生じた場合、医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の対象となる場合があります。予防接種による副反応が疑われる症状を呈した患者が、これらの制度の対象になると考えられる場合は、当該患者又はその保護者にこれらの制度を紹介して下さい。
予防接種健康被害救済制度: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html
医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度: <https://www.pmda.go.jp/relief-services/index.html>

(別添1)

	対象疾病	症 状	発生までの 時 間	左記の「その他の反応」の例
報告基準	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 Hib感染症 (Hib感染症においては、5価混合ワクチンを使用する場合に限る。)	1 アナフィラキシー 2 脳炎・脳症 3 けいれん 4 血小板減少性紫斑病 5 その他の反応	4時間 28日 7日 28日 —	a 無呼吸 b 気管支けいれん c 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) d 多発性硬化症 e 脳炎・脳症 f 脊髄炎 g けいれん h ギラン・バレー症候群
	麻疹 風しん	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 血小板減少性紫斑病 6 その他の反応	4時間 28日 28日 21日 28日 —	i 視神経炎 j 顔面神経麻痺 k 末梢神経障害 l 知覚異常 m 血小板減少性紫斑病 n 血管炎
	日本脳炎	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 血小板減少性紫斑病 6 その他の反応	4時間 28日 28日 7日 28日 —	o 肝機能障害 p ネフローゼ症候群 q 喘息発作 r 間質性肺炎 s 皮膚粘膜眼症候群
	結核(BCG)	1 アナフィラキシー 2 全身播種性BCG感染症 3 BCG骨炎(骨髄炎、骨膜炎) 4 皮膚結核様病変 5 化膿性リンパ節炎 6 髄膜炎(BCGによるものに限る。) 7 その他の反応	4時間 1年 2年 3か月 4か月 — —	t ぶどう膜炎 u 関節炎 v 蜂巣炎 w 血管迷走神経反射 x a~w以外の場合は医学的に認められている症状名を記載
	Hib感染症 (Hib単独ワクチンを使用する場合に限る。) 小児の肺炎球菌感染症 高齢者の肺炎球菌感染症	1 アナフィラキシー 2 けいれん 3 血小板減少性紫斑病 4 その他の反応	4時間 7日 28日 —	
	ヒトパピローマウイルス感染症	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 ギラン・バレー症候群 4 血小板減少性紫斑病 5 血管迷走神経反射(失神を伴うもの) 6 疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状 7 その他の反応	4時間 28日 28日 28日 30分 — —	
	水痘 帯状疱疹	1 アナフィラキシー 2 ギラン・バレー症候群 3 血小板減少性紫斑病 4 無菌性髄膜炎(帯状疱疹を伴うもの) 5 その他の反応	4時間 28日 28日 — —	
	B型肝炎	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 多発性硬化症 4 脊髄炎 5 ギラン・バレー症候群 6 視神経炎 7 末梢神経障害 8 その他の反応	4時間 28日 28日 28日 28日 28日 28日 —	
	ロタウイルス感染症	1 アナフィラキシー 2 腸重積症 3 その他の反応	4時間 21日 —	
	RSウイルス感染症	1 アナフィラキシー 2 その他の反応	4時間 —	
	インフルエンザ	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 脊髄炎 6 ギラン・バレー症候群 7 視神経炎 8 血小板減少性紫斑病 9 血管炎 10 肝機能障害 11 ネフローゼ症候群 12 喘息発作 13 間質性肺炎 14 皮膚粘膜眼症候群 15 急性汎発性発疹性膿疱症 16 その他の反応	4時間 28日 28日 7日 28日 28日 28日 28日 28日 28日 28日 24時間 28日 28日 28日 —	
	新型コロナウイルス感染症	1 アナフィラキシー 2 血栓症(血栓塞栓症を含む。) (血小板減少症を伴うものに限る。) 3 心筋炎 4 心膜炎 5 熱性けいれん 6 その他の反応	4時間 28日 28日 28日 7日 —	

急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) 調査票

1. 組織病理診断	☐ 実施	☐ びまん性または多発性の脱髄部位がみられる ☐ その他 ()	
	☐ 未実施		
	☐ 不明		
2. 臨床症状	① 該当項目を全て選択		
	☐ 炎症性脱髄が原因と推定される		
	☐ 初めての事象である (先行するワクチン接種の有無を問わない)		
	☐ これまでに、下記にあげようような中枢神経系の脱髄疾患の既往がある ☐ ADEM ☐ 横断性脊髄炎 ☐ 視神経炎 ☐ 視神経脊髄炎 ☐ 多発性硬化症 ☐ clinically isolated syndrome (多発性硬化症における臨床的に初発の段階) ☐ その他 ()		
	☐ 臨床的に多巣性の中枢神経系の障害 (事象) である		
	☐ 発熱により説明できない脳症 (意識の変容や行動変化)		
	☐ 不明		
	② 中枢神経系に帰することのできる限局性または多発性所見について、該当項目を全て選択		
	以下のいずれかの症状が初めて発現した日 (平成・令和 年 月 日)		
	☐ 脳症 (例: 意識レベルの低下または変容、嗜眠、または人格変化が24時間以上続く)		
	☐ 限局性皮質徴候 (失語症、失読症、失書症、皮膚盲などを含むが、これらに限らない)		
	☐ 脳神経の単一または複数の異常		
	☐ 視野の単一または複数の欠損 (小児であれば、他覚的な眼科的検査の代用も可能である)		
	☐ 原始反射 (バビンスキー徴候、眉間反射、口とがらし反射または吸引反射) の存在		
☐ 運動麻痺 (広汎性または限局性、限局性である場合が多い)			
☐ 感覚異常 (感覚レベルはある場合も、ない場合もある)			
☐ 深部腱反射の変化 (反射減弱または亢進、反射の非対称性)			
☐ 小脳の機能障害 (運動失調症、測定障害、小脳性眼振など)			
☐ その他 ()			
☐ 不明			
3. 画像検査 (磁気共鳴画像診断 (MRI) 撮像)	☐ 実施	検査日 (平成・令和 年 月 日)	
		該当項目を全て選択	
		☐ びまん性または多発性の白質病変が、T2強調画像・拡散強調画像 (DWI)、もしくはFLAIR画像 (T1強調画像によるガドリニウム増強はあってもなくてもよい) において認められる	
		☐ 以下のような所見がある。(認められる所見を全て選択) ☐ 大脳白質優位の、びまん性、境界不鮮明で、大きな (>1-2cm) 病変を認める ☐ 白質のT1低信号病変を認めない ☐ 深部灰白質病変 (例: 視床または基底核) を認める	
		☐ 以下の多発性硬化症のMRI基準の二つとも、もしくはいずれかを満たさない	
		<MRIによる空間的多発の証明> 4つの中枢神経領域 (脳室周囲、皮質直下、テント下、脊髄) のうち少なくとも2つの領域にT2病変が1個以上ある (造影病変である必要はない。脳幹あるいは脊髄症候を呈する患者では、それらの症候の責任病巣は除外する。)	
		<MRIによる時間的多発の証明> 無症候性のガドリニウム造影病変と無症候性の非造影病変が同時に存在する (いつの時点でもよい)。あるいは基準となる時点のMRIに比べてその後 (いつの時点でもよい) に新たに出現した症候性または無症候性のT2病変及び/あるいはガドリニウム造影病変がある。	
		☐ その他 ()	
		☐ 未実施	
		☐ 不明	

ギラン・バレー症候群 (GBS) 調査票

1. 臨床症状	① 以下の臨床症状について該当項目を全て選択		
	☐ 両側性かつ弛緩性の上肢や下肢の筋力低下(発現日 平成・令和 年 月 日)		
	☐ 筋力低下を来した上肢や下肢における深部腱反射の低下または消失		
	☐ 不明		
2. 疾患の経過	② 報告時点までの、症状の極期におけるHughesの機能尺度分類 (当てはまるものを一つ選択)		
	☐ 0:正常		
	☐ 1:軽微な神経症候を認める		
	☐ 2:歩行器、またはそれに相当する支持なしで5mの歩行が可能		
	☐ 3:歩行器、または支持があれば5mの歩行が可能		
	☐ 4:ベッド上あるいは車椅子に限定(支持があっても5mの歩行が不可能)		
	☐ 5:補助換気を要する		
	☐ 6:死亡		
☐ 不明			
3. 電気生理学的検査	☐ 実施 検査日(平成・令和 年 月 日)		
	☐ GBSと一致する (該当項目を全て選択)		
	☐ 運動神経伝導速度の低下 ☐ 遠位潜時の延長 ☐ 異常な時間的分散		
	☐ 伝導ブロック ☐ M波振幅の低下 ☐ F波出現頻度の低下		
4. 髄液検査	☐ F波潜時の延長 ☐ その他、GBSに合致する所見		
	☐ GBSとは一致しない		
	☐ 未実施		
	☐ 不明		
5. 鑑別診断	☐ 実施 検査日(平成・令和 年 月 日)		
	細胞数 ()/μL 糖 ()mg/dL 蛋白 ()mg/dL		
	☐ 蛋白細胞解離あり(検査室正常値を超えるCSF蛋白質レベルの上昇および、50細胞/μLを下回るCSF総白血球数)		
	☐ 蛋白細胞解離なし		
6. 画像検査 (磁気共鳴画像診断(MRI)撮像)	☐ 未実施		
	☐ 不明		
	別表に記載されている疾患等の他の疾患に該当しない(別表参照)		
	☐ はい		
7. 検査結果	☐ いいえ 該当疾患名()		
	☐ 不明		
	8. その他		

7. 自己抗体の検査	☐ 実施	検査日(平成・令和 年 月 日)
		抗GM1抗体 ☐ 陽性 ☐ 陰性
		抗GQ1b抗体 ☐ 陽性 ☐ 陰性
		☐ その他()
	☐ 未実施	
	☐ 不明	
8. 先行感染の有無	☐ あり	発症日(平成・令和 年 月 日) 下記症状のうち、いずれか早い日を記載
		☐ 発熱
		☐ 上気道炎
		☐ 下痢
	☐ その他()	
	☐ なし	
	☐ 不明	

(別 表)

疾患の部位	疾患名
頭蓋内	がん性髄膜炎 脳幹脳炎
脊髄	梗塞、脊髄炎、圧迫
脊髄の前角細胞	脊髄灰白質炎(ポリオウイルス、ウエストナイルウイルス、その他のウイルス)
脊髄神経根	慢性炎症性脱髄性多発ニューロパチー 馬尾圧迫
末梢神経	高マグネシウム血症や低リン血症などの代謝障害 ダニ麻痺症 ヒ素、金、タリウムなどの重金属毒性 薬物誘発性ニューロパチー(ビンクリスチン、プラチナ化合物、ニトロフラントイン、パクリタキセルなど) ポルフィリン症 重篤疾患ニューロパチー(Critical Illness Neuropathy) 血管炎 ジフテリア
神経筋接合部	重症筋無力症 有機リン中毒 ボツリヌス中毒
筋肉	重症疾患ミオパチー(Critical Illness Myopathy) 多発性筋炎 皮膚筋炎 低/高カリウム血症

血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。)(TTS)調査票

「血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。)」について、ワクチンとの因果関係評価に重要な情報となるため、必ずすべての項目を記載いただくよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、記載にあたっては、関連する医療機関における接種の状況や経過などの情報を可能な限りまとめて、いずれかの医師等から、報告するようお願いいたします。

1. 臨床症状/所見	※新型コロナワクチン接種後に、新規に発症した症状/所見にチェックを入れ、発症日を西暦で記載。		
	☐ 意識障害 (年 月 日)	☐ 視覚異常(霧視、複視など) (年 月 日)	☐ 頭痛 (年 月 日)
	☐ 精神症状 (年 月 日)	☐ 失語症・構音障害 (年 月 日)	☐ 痙攣 (年 月 日)
	☐ 半側空間無視 (年 月 日)	☐ 運動失調性歩行 (年 月 日)	☐ 脳症 (年 月 日)
	☐ うっ血乳頭 (年 月 日)	☐ 眼球運動異常 (年 月 日)	
	☐ 顔面麻痺 (年 月 日)	☐ 局所運動麻痺 (年 月 日)	
	☐ 片麻痺 (年 月 日)	☐ 脳の機能の局在に一致した神経症状 (年 月 日)	
	☐ 胸痛 (年 月 日)	☐ 血圧低下 (年 月 日)	☐ 頻脈 (年 月 日)
	☐ チアノーゼ (年 月 日)	☐ 突然死 (年 月 日)	☐ 不整脈 (年 月 日)
	☐ 息切れ (年 月 日)	☐ 頻呼吸 (年 月 日)	☐ 喀血 (年 月 日)
☐ 咳嗽 (年 月 日)			
☐ 腹痛 (年 月 日)	☐ 悪心・嘔吐 (年 月 日)	☐ 下痢 (年 月 日)	
☐ 腹部膨満 (年 月 日)	☐ 血便 (年 月 日)	☐ 腹水 (年 月 日)	
☐ 肝腫大 (年 月 日)			
☐ 下肢の腫脹 (年 月 日)	☐ 四肢の疼痛、圧痛を伴う局所的な腫脹 (年 月 日)		
☐ 四肢の発赤/変色/熱感/圧痕を残す浮腫 (年 月 日)	☐ 点状出血/皮下出血/紫斑/出血傾向 (年 月 日)		
☐ その他 () (年 月 日)			
※発症日(上にチェックした症状のうち、いずれか早い日を記載。) 西暦 年 月 日			
2. 検査所見		初回検査日 (西暦 年 月 日)	経過中の最低値 ^{*1} または最高値 ^{*2}
	<血算>		
	スメアでの凝集所見	☐ あり ☐ なし ☐ 未実施	
	白血球数	(/ μ L)	
	赤血球数	($\times 10^4$ / μ L)	
	血色素	(g/dL)	
	ヘマトクリット	(%)	
	血小板数	($\times 10^4$ / μ L)	($\times 10^4$ / μ L) ^{*1}
	平時の血小板数*	($\times 10^4$ / μ L)	
	*把握が可能な場合のみ記載。		
<凝固系検査>			
PT	(秒)		
PT-INR	()	() ^{*2}	
APTT	(秒)		
フィブリノゲン	(mg/dL)	(mg/dL) ^{*1}	
D-ダイマー	(μ g/mL)	(μ g/mL) ^{*2}	
FDP	(μ g/mL)		
抗血小板第4因子抗体 (抗PF4抗体)	検査日 (西暦 年 月 日) ☐ 陽性 () ☐ 陰性 ☐ 未実施 ☐ 検査中 検査方法 () 例; ELISA法		
抗HIT抗体 (抗PF4-ヘパリン複合体抗体)	検査日 (西暦 年 月 日) ☐ 陽性 (U/mL) ☐ 陰性 ☐ 未実施 ☐ 検査中 検査方法 () 例; ラテックス凝集法、CLIA法		
SARS-CoV-2検査	検査日 (西暦 年 月 日) ☐ 陽性 ☐ 陰性 ☐ 未実施 ☐ 検査中 検査方法 ☐ 核酸増幅法 (PCR / LAMP) ☐ 抗原定性検査 ☐ 抗原定量検査 ☐ その他 ()		
その他の特記すべき検査	☐ あり ☐ なし 検査日 (西暦 年 月 日) ()		

3.画像検査	超音波検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 撮影部位 ☐ 頸部 ☐ 心臓 ☐ 腹部 ☐ 下肢 ☐ その他（ ） 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載。 []
	CT検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 ☐ 造影あり ☐ 造影なし 撮影部位 ☐ 頭部 ☐ 頸部 ☐ 胸部 ☐ 腹部 ☐ 下肢 ☐ その他（ ） 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載。 []
	MRI検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 ☐ 造影あり ☐ 造影なし 撮影部位 ☐ 頭部 ☐ 頸部 ☐ 胸部 ☐ 腹部 ☐ 下肢 ☐ その他（ ） 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載。 []
	血管造影検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 撮影部位（ ） 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載。 []
	肺換気血流シンチグラフィー ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載。 []
	胸部X線検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 血栓・塞栓症の所見 ☐ 示唆する所見あり ☐ なし ※肺門部肺動脈拡張、末梢肺血管陰影の消失、無気肺、心拡大等の所見があれば記載。 []
	その他の特記すべき検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載。 []
4. 外科的処置/ 病理学的検査	外科的処置 ☐ 実施 処置日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 処置名；（ ）例；血栓摘出術 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※所見がある場合は詳細な部位とその所見を記載。 []
	病理学的検査 ☐ 実施 検査日（西暦 年 月 日） ☐ 未実施 ☐ 不明 血栓・塞栓症の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※所見がある場合は詳細な部位とその所見を記載。 []

心筋炎調査票

※ 本調査票は「心筋炎」を認めた場合にご記入ください。「心筋炎」と「心膜炎」の両方を認めた場合は、「心筋炎」「心膜炎」の2つの調査票にご記入ください。「心膜炎」のみを認めた場合は、この調査票ではなく、「心膜炎」調査票にご記入ください。

「心筋炎」について、ワクチンとの因果関係評価に重要な情報となるため、必ずすべての項目を記載いただくよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、記載にあたっては、関連する医療機関における接種の状況や経過などの情報を可能な限りまとめて、いずれかの医師等から、報告するようお願いいたします。

※日付は西暦で記載してください。

1. 病理組織学的検査	☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 検査の種類 ☐ 剖検 ☐ 心内膜心筋生検 心筋組織の炎症所見 ☐ あり ☐ なし ※所見がある場合は詳細を記載。 			
2. 臨床症状/所見	※ワクチン接種後に、新規に発症した症状/所見にチェックを入れ、発症日を括弧内に記載。 下記の臨床症状/所見の有無 ☐ あり ☐ なし ☐ 急性発症の胸痛又は胸部圧迫感 (年 月 日) ☐ 労作時、安静時、又は臥位での息切れ (年 月 日) ☐ 動悸 (年 月 日) ☐ 発汗 (年 月 日) ☐ 突然死 (年 月 日) ☐ めまい / 失神 (年 月 日) ☐ 倦怠感 (年 月 日) ☐ 浮腫 (年 月 日) ☐ 腹痛 (年 月 日) ☐ 咳嗽 (年 月 日) ☐ その他 (年 月 日) 			
	※乳幼児/小児の場合は下記についても記載してください。 ☐ 易刺激性 (年 月 日) ☐ 嘔吐 (年 月 日) ☐ 哺乳不良/食欲低下 (年 月 日) ☐ 多呼吸 (年 月 日) ☐ 活気不良 (年 月 日)			
	※発症日(上にチェックした症状のうち、いずれか早い日を記載。) (年 月 日)			
	3. 検査所見	血液検査 トロポニンT 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (ng/mL) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 トロポニンI 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (ng/mL) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 CK 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (U/L) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 CK-MB 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (U/L) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 CRP 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (mg/dL) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 高感度CRP 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (mg/dL) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 ESR(1時間値) 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (mm) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 D-ダイマー 検査日 (年 月 日) ☐ 上昇あり (μg/mL) ☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中 その他の特記すべき検査 ☐ あり ☐ なし 検査日 (年 月 日) ()		

4. 画像検査	心臓MRI検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 ☐ 造影あり ☐ 造影なし 異常所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ☐ (心筋の浮腫) T2強調像における浮腫所見。典型的には斑状の浮腫。 ☐ (心筋の損傷) T1強調像におけるガドリニウム遅延造影像。ただし、心筋の信号強度が骨格筋よりも高く、典型的には少なくとも1カ所の非虚血領域において遅延造影像を認める。 ☐ その他 []
	直近の冠動脈検査 ☐ 実施 ☐ 未実施 ☐ 不明 検査方法 ☐ 血管造影検査 検査日 (年 月 日) ☐ 冠動脈CT検査 検査日 (年 月 日) ☐ 冠動脈MRI検査 検査日 (年 月 日) ☐ その他 () 検査日 (年 月 日) 冠動脈狭窄 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※冠動脈狭窄がある場合には、部位と所見を記載。 []
	心臓超音波検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 異常所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし 左室駆出率 () % ※新規に出現した下記の所見があれば、チェックを入れてください。 ☐ 右室又は左室の、局所又はびまん性の機能異常(例: 駆出率低下) ☐ 心室壁厚の変化 ☐ 局所の壁運動異常 ☐ 心嚢液貯留 ☐ 心室全体の収縮能又は拡張能の、低下又は異常 ☐ 心腔内血栓 ☐ 心室の拡大 ※新規に出現した所見であるか不明の場合についてはその他に記載してください。 ☐ その他 []
	その他の画像検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 検査方法 () 異常所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載してください。(心臓超音波検査を複数回実施した場合は下記に所見を記載。) []
5. 心電図検査	心電図検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 異常所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※新規出現又は回復期に正常化した所見を選択してください。 ☐ 発作性又は持続性の、心房性又は心室性不整脈 (心房期外収縮、心室期外収縮、上室性頻脈、心室性頻脈、心室内伝導遅延、異常Q波、低電位) ☐ 房室伝導遅延又は心室内伝導障害(Ⅰ～Ⅲ度房室ブロック、新規に出現した脚ブロック) ☐ 持続モニターで検出された頻回に出現する心房性期外収縮又は心室性期外収縮 ☐ ST上昇又は陰性T波 ☐ 心房期外収縮、又は心室期外収縮 ☐ R波減高、低電位、異常Q波 ☐ その他の異常所見 []
6. 鑑別診断	該当項目を選択 ☐ 臨床症状 / 所見を説明可能なその他の疾患が否定されている ☐ 臨床症状 / 所見を説明可能なその他の疾患が否定できない ☐ 不明

心膜炎調査票

※ 本調査票は「心膜炎」を認めた場合にご記入ください。「心筋炎」と「心膜炎」の両方を認めた場合は、「心筋炎」「心膜炎」の2つの調査票にご記入ください。「心筋炎」のみを認めた場合は、この調査票ではなく、「心筋炎」調査票にご記入ください。

「心膜炎」について、ワクチンとの因果関係評価に重要な情報となるため、必ずすべての項目を記載いただくよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、記載にあたっては、関連する医療機関における接種の状況や経過などの情報を可能な限りまとめて、いずれかの医師等から、報告するようお願いいたします。

※日付は西暦で記載してください。

1. 病理組織学的検査	☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 検査の種類 ☐ 剖検 ☐ 心膜生検 心膜組織の炎症所見 ☐ あり ☐ なし ※所見がある場合は詳細を記載。 			
	※ワクチン接種後に、新規に発症した症状/所見にチェックを入れ、発症日を括弧内に記載。			
2. 臨床症状/所見	心嚢液貯留を疑う身体診察所見 ☐ あり ☐ なし ☐ 心膜摩擦音 (年 月 日) ☐ 奇脈 (年 月 日) ☐ 心音減弱(乳幼児/小児) (年 月 日) ☐ その他 (年 月 日) 			
	下記の臨床症状/所見の有無 ☐ あり ☐ なし ☐ 急性の胸痛又は胸部圧迫感 (年 月 日) ☐ 労作時、安静時、又は臥位での息切れ (年 月 日) ☐ 動悸 (年 月 日) ☐ 発汗 (年 月 日) ☐ 突然死 (年 月 日) ☐ 咳嗽 (年 月 日) ☐ 脱力感 (年 月 日) ☐ 肩痛 / 上背部痛 (年 月 日) ☐ 嘔気 / 嘔吐 / 下痢 (年 月 日) ☐ チアノーゼ (年 月 日) ☐ 精神状態の変化 (年 月 日) ☐ 倦怠感 (年 月 日) ☐ 浮腫 (年 月 日) ☐ 間欠的な発熱 (年 月 日) ☐ その他 (年 月 日) 			
	※乳幼児/小児の場合は下記についても記載してください。			
	☐ 易刺激性 (年 月 日) ☐ 多呼吸 (年 月 日) ☐ 哺乳不良/食欲低下 (年 月 日) ☐ 活気不良 (年 月 日)			
	※発症日(上にチェックした症状のうち、いずれか早い日を記載。) (年 月 日)			
3. 検査所見	血液検査			
	トロポニンT	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (ng/mL)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	トロポニンI	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (ng/mL)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	CK	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (U/L)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	CK-MB	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (U/L)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	CRP	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (mg/dL)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	高感度CRP	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (mg/dL)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	ESR(1時間値)	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (mm)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	D-ダイマー	検査日 (年 月 日)	☐ 上昇あり (μg/mL)	☐ 上昇なし ☐ 未実施 ☐ 検査中
	その他の特記すべき検査	☐ あり ☐ なし		
		検査日 (年 月 日)		
		(年 月 日)		

4. 画像検査	心臓超音波検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 異常な心嚢液貯留 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし 心膜の炎症所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ☐ その他
	心臓MRI検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 ☐ 造影あり ☐ 造影なし 異常な心嚢液貯留 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし 心膜の炎症所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ☐ その他
	胸部CT検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 ☐ 造影あり ☐ 造影なし 異常な心嚢液貯留 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし 心膜の炎症所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ☐ その他
	直近の冠動脈検査 ☐ 実施 ☐ 未実施 ☐ 不明 検査方法 ☐ 血管造影検査 検査日 (年 月 日) ☐ 冠動脈CT検査 検査日 (年 月 日) ☐ 冠動脈MRI検査 検査日 (年 月 日) ☐ その他 () 検査日 (年 月 日) 冠動脈狭窄 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※冠動脈狭窄がある場合には、部位と所見を記載。
	胸部X線検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 心拡大の所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ☐ その他
	その他の画像検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 検査方法 () 異常所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※詳細な部位と所見を記載(心臓超音波検査を複数回実施した場合はここに2回目の所見を記載)。
5. 心電図検査	心電図検査 ☐ 実施 検査日 (年 月 日) ☐ 未実施 ☐ 不明 異常所見 ☐ あり ☐ 疑う ☐ なし ※新規出現又は回復期に正常化した所見を選択してください。 ☐ 広範な誘導における上に凹型のST上昇 ☐ aVR誘導におけるST低下 ☐ ST変化の対側性変化(ST低下)を認めない誘導全般におけるPR低下 ☐ 上記以外の非特異的な異常所見 ※詳細な部位と所見を記載。
6. 鑑別診断	該当項目を選択 ☐ 臨床症状 / 所見を説明可能なその他の疾患が否定されている(例:心筋梗塞、肺塞栓症、縦隔炎) ☐ 臨床症状 / 所見を説明可能なその他の疾患が否定できない ☐ 不明

(3) 予防接種後副反応報告書(保護者報告用)

(別紙様式3)

予防接種後に発生した症状に関する報告書 (保護者報告用)

患 者 (予防接種を受けた者)	氏 名			性別	1 男 2 女	接種時 年 齢	歳 月	
	住 所					生年月日	T H S R	年 月 日生
	保護者氏名			電話番号				
予防接種を実施した者 (医師名等)	氏 名							
	医療機関名					電話番号		
	住 所							
今回報告する 症状を診断 した医師 (※)接種者と 異なる場合	氏 名	1 主治医 2 その他 ()						
	医療機関名					電話番号		
	住 所							
接種の状況	接 種 日	平成・令和 年 月 日			午前・午後	時 分	出生体重	グラム (患者が乳幼児の場合に記載)
	接種した ワクチンの種類					ワクチンの ロット番号		
	同時接種した ワクチン					同時接種した ワクチンの ロット番号		
	予防接種前の問診時での留意点(アレルギー・基礎疾患・発育・最近1カ月以内のワクチン接種や病気等)							
	1 有 → 2 無							
今回報告する 症状の概要	診断名							
	発生時刻	平成・令和 年 月 日			午前・午後	時 分		
	概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)							
予 後	1 死亡(剖検所見) ()							
	2 入院(病院名: 入院日 . . . 退院日 . . .)							
	3 後遺症 ()							
	4 その他 ()							
回復状況	1 回復している 2 まだ回復していない 3 不明							

定期実施要領（抜粋）

（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知
令和 7 年 3 月 31 日感発 0331 第 19 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知により一部改正 ）

【予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者】

- （４） B 類疾病の定期接種の実施に際しては、接種を受ける努力義務がないことを踏まえ、対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認すること。また、B 類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。
- （５） 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 6 条に規定する者（予防接種を受けることが適当でない者）に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。
- （６） 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

【予防接種後副反応等に関する説明及び同意】

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種、RS ウイルス感染症の定期接種、政令第 3 条第 2 項の規定による対象者に対して行う予防接種及び政令附則第 2 項による日本脳炎の定期接種（いずれも 13 歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含んだ予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が満 16 歳以上である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

市町村連絡先

市町村名	担当課	電話番号(内線)	FAX番号	住所	
山形市	保健政策課	023-616-7274	616-7263	〒990-8580	山形市城南町1-1-1
天童市	健康課	023-652-0884	651-5505	〒994-0047	天童市駅西5-2-2
山辺町	保健福祉課 (保健福祉センター)	023-667-1177(直通)	667-1176	〒990-0323	山辺町大字大塚836-1
中山町	健康福祉課	023-662-2836(直通)	662-2065	〒990-0406	中山町大字柳沢2336-1
寒河江市	健康増進課	0237-85-0973(直通)	83-3201	〒991-0021	寒河江市中央2-2-1
河北町	健康福祉課	0237-73-5158(直通)	72-7333	〒999-3511	河北町谷地戊81
西川町	健康福祉課	0237-74-5057(直通)	74-4811	〒990-0702	西川町大字海味543-8
朝日町	健康福祉課	0237-67-2116(直通)	67-2117	〒990-1442	朝日町大字宮宿1115
大江町	健康福祉課	0237-62-2114(直通)	62-4736	〒990-1101	大江町大字左沢882-1
上山市	健康推進課	023-672-1111(158)	672-8522	〒999-3192	上山市河崎1-1-10
村山市	保健課	0237-55-2111(136)	55-2265	〒995-8666	村山市中央1-3-6
東根市	健康推進課	0237-53-1248(直通)	41-2232	〒999-3796	東根市中央1-5-1
尾花沢市	健康増進課	0237-22-1111(628)	24-0322	〒999-4292	尾花沢市若葉町1-2-3
大石田町	保健福祉課	0237-35-2111	35-2118	〒999-4112	大石田町緑町1
新庄市	健康課	0233-29-5790(直通)	23-2469	〒996-8501	新庄市沖の町10-37
金山町	健康福祉課(健康係)	0233-29-5624(直通)	52-2004	〒999-5402	金山町大字金山324-1
最上町	健康福祉課	0233-43-3117(直通)	43-3115	〒999-6101	最上町大字向町43-1
舟形町	健康福祉課	0233-32-0810(直通)	32-2117	〒999-4601	舟形町舟形263
真室川町	福祉課	0233-62-3436(直通)	64-1526	〒999-5312	真室川町大字新町469-1
大蔵村	健康福祉課	0233-75-2111(271)	75-2231	〒996-0212	大蔵村大字清水2528
鮭川村	健康福祉課	0233-55-2111(136)	55-3269	〒999-5292	鮭川村大字佐渡2003-7
戸沢村	健康福祉課	0233-72-2364(直通)	72-2116	〒999-6401	戸沢村大字古口270
酒田市	健康課	0234-24-5733(直通)	24-5778	〒998-0036	酒田市船場町2-1-30
庄内町	保健福祉課	0234-42-0147(直通)	42-0894	〒999-7781	庄内町余目字町132-1
遊佐町	健康福祉課 (健康支援係)	0234-72-4111(直通)	72-4113	〒999-8301	遊佐町遊佐字南田筋3-1
鶴岡市	健康課	0235-35-0157(直通)	25-7722	〒997-0033	鶴岡市泉町5-30
三川町	健康福祉課	0235-35-7032(直通)	66-3139	〒997-1301	三川町大字横山字西田85
南陽市	すこやか子育て課	0238-40-1693(直通)	40-3387	〒999-2292	南陽市三間通436-1
高畠町	健康子育て課	0238-52-5045(直通)	52-5044	〒992-0392	高畠町大字高畠436
川西町	健康子育て課	0238-42-6640(直通)	42-6614	〒999-0193	川西町大字上小松977-1
長井市	健康スポーツ課	0238-82-8009(直通)	87-3310	〒993-8601	長井市栄町1-1
小国町	健康福祉課	0238-61-1000(直通)	61-1005	〒999-1356	小国町大字あけぼの1-1
白鷹町	健康福祉課	0238-86-0210(直通)	86-0115	〒992-0831	白鷹町大字荒砥甲488
飯豊町	健康福祉課	0238-86-2338(直通)	86-2230	〒999-0604	飯豊町大字椿3654-1
米沢市	健康課	0238-24-8181	24-5050	〒992-0059	米沢市西大通1-5-60